

令和6年3月21日



中部地方整備局
木曽川上流河川事務所



笠松町

「都市・地域再生等利用区域」指定書の伝達式を行います

～木曽川河川敷の「笠松みなと公園」の賑わいを創出～

中部地方整備局では、水辺空間を活かした賑わいの創出や魅力あるまちづくりを支援するため、岐阜県笠松町の「笠松みなと公園」を「都市・地域再生等利用区域」に指定しました。

この度、以下のとおり、木曽川上流河川事務所長から笠松町長へ「都市・地域再生等利用区域指定書」の伝達を行います。

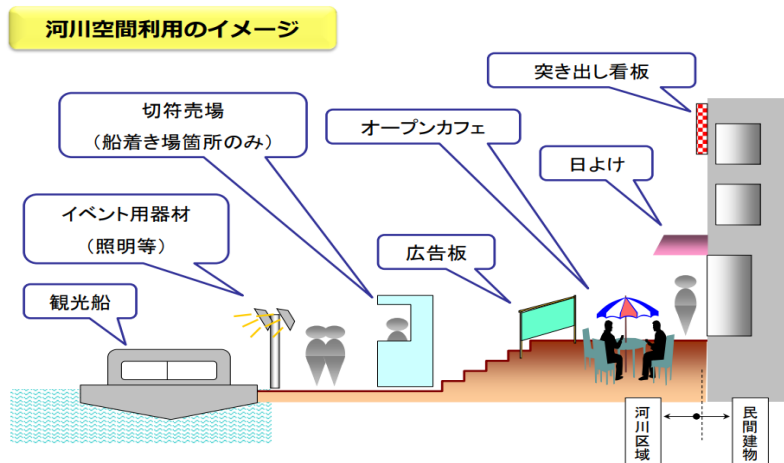
- 伝達式
日時：令和6年3月28日（木） 9時30分から
場所：笠松町役場 3階 特別会議室
出席者：笠松町長、木曽川上流河川事務所長
- 配付資料
資料1：都市・地域再生等利用区域について
資料2：笠松みなと公園について
- 解禁日
なし
- 配布先
岐阜県政記者クラブ
- 問合せ先
区域指定に関すること
国土交通省 木曽川上流河川事務所
TEL 058-251-1326（直通）
副所長 伊藤 裕規、占用調整課長 宇野 公崇

公園利用に関すること
笠松町 企画環境経済部 企画課
TEL 058-388-1113
企画課長 山内 明、企画課 佐藤 純平
- その他
取材を希望される場合は、別紙1にて事前申込みをお願いします。

資料1 都市・地域再生等利用区域について

河川を賑わいのある水辺空間として積極的に活用

河川敷地の占用は、原則として公的主体（地方公共団体等）に限られており、営業活動を行うことはできません。しかし「河川空間を積極的に活用したい」という要望の高まりを受け、平成23年に河川敷地占用許可準則を改正し、一定の要件を満たす場合には、特例として民間事業者等も営業活動を行うことができるようになりました。



中部地方整備局における指定状況

平成26年2月以降、令和6年2月までに7箇所を指定。

- 狩野川水系狩野川 2件
- 大井川水系大井川 1件
- 狩野川水系狩野川及び大場川 1件
- 矢作川水系矢作川 1件
- 木曾川水系長良川 1件 ※
- 宮川水系宮川 1

今回、「笠松みなと公園」を令和6年3月22日付、「各務原市前渡地区」を令和6年3月28日付で指定予定。（木曾川上流河川事務所管内では「長良川右岸プロムナードエリア」に続き2例目・3例目）



※長良川右岸プロムナードエリア
R5.5.11「長良川夜市」
(岐阜市ホームページより)

今回の指定について

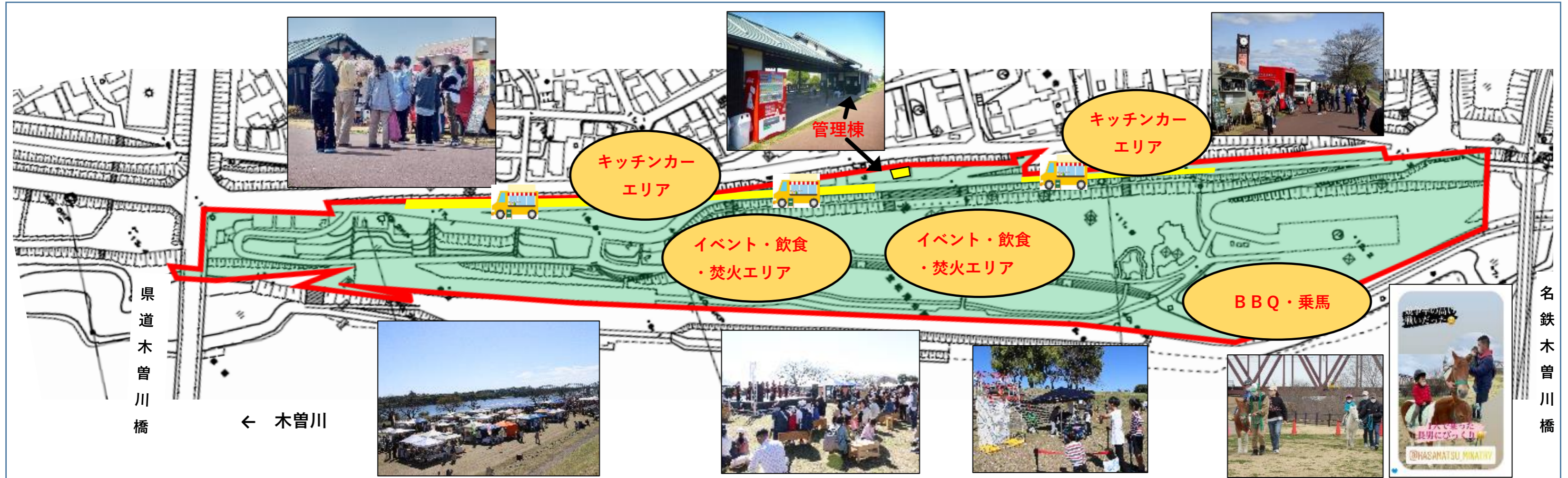
「笠松みなと公園」への「都市・地域再生等利用区域」の指定により、指定区域内では営業活動が可能となります。

河川敷の占用者である笠松町では、これまで河川法のルールに基づいた「社会実験」として各種イベントを行い、その効果を検証してきましたが、今後は河川法上の許可行為として活動を行うことができます。

資料2

笠松みなと公園について

指定後の利用イメージ（イベント時） ※イベント利用時以外は公園として使用



指定に至る経緯

- 平成21年3月 「リバーサイドタウンかさまつ計画」策定
- 令和3年11月 「木曾川・笠松エリア利用調整協議会」設置
- 令和4年3月～令和5年12月 3回にわたる社会実験を実施



- 令和5年10月 「第6回 木曾川・笠松エリア利用調整協議会」にて社会実験の終了と都市・地域再生等利用区域の申請を決定

笠松みなと公園でのイベント予定

- 令和6年3月23日（土）～4月7日（日）・14日（日）・・・ 笠松春まつり
- 令和6年5月19日（日）・・・ かさマルシェ

上記以外のイベントは、決定次第、SNS（Line・Instagram・X）・町ホームページで公表



(別紙1)

都市・地域再生等利用区域 指定書 伝達式
(笠松町役場 3月28日(木) 9:30~)
取材申込書

標記の取材をご希望される報道機関におかれましては、本紙に以下の必要事項をご記入のうえ、期限までにメールまたはFAXにて送信をお願いいたします。

期限 令和6年3月26日(火) 16時00分まで

1. 報道機関名 _____

2. 取材者

(1) お名前 (複数名の場合、代表者名)

(2) 連絡先 TEL _____

(3) 取材人数 _____人

3. 申込先

以下のメールアドレスまたはFAX宛にご送信ください。

木曾川上流河川事務所 占用調整課

メール : cbr-kisojyo-senyo@mlit.go.jp

FAX : 058-251-6581